

平成 20 年 6 月 27 日
国土交通省 遠賀川河川事務所

— 記者発表資料 —

遠賀川水系西川「広渡地区」景観形成事業の
着手について

遠賀川河川事務所では、遠賀町の「遠賀町ひとにやさしい福祉のまちづくり整備基本計画」（平成16年3月策定）と「遠賀町美しいまちづくり基本計画」（平成17年3月策定）に合わせて、洪水対策と快適空間の創出を目的とした西川の整備を平成16年度から実施しております。

本年度、遠賀町広渡地区において、「景観形成事業推進費」により、堤防（パラペット堤）等の整備を行いますのでお知らせします。

※事業の詳細については別添参照

※景観形成事業推進費（事業分）は、景観法に基づく景観計画に定められた景観計画区域等において実施される良好な景観形成に係る公共事業を推進するための経費であり、豊かで質の高い国民生活の実現に向けて良好な景観形成を図るとともに、観光立国の推進にも資するものです。

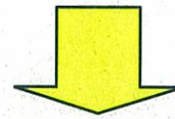
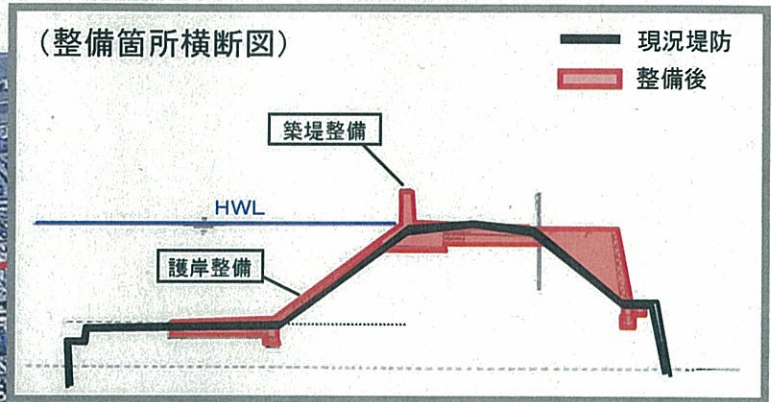
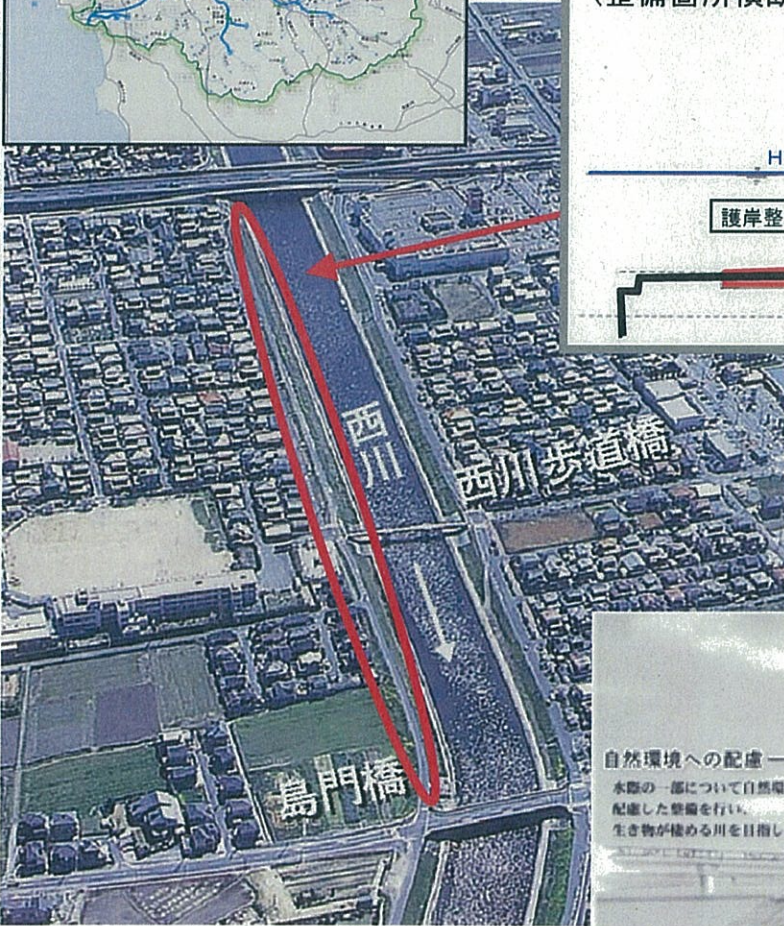
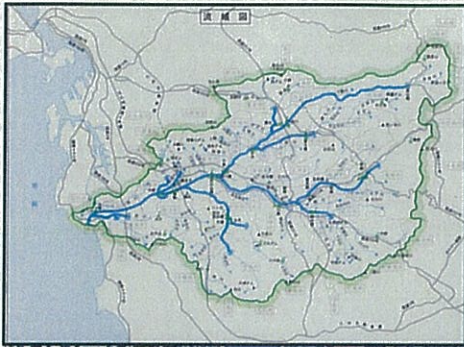
問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所
TEL (0949) 22-1830

技術副所長 深町 弘幸 (内線 204)
調査課長 池浦 光文 (内線 351)

景観形成事業推進費(事業分)

事業区分	河川【直轄事業】
事業名	河川改修事業(遠賀川水系西川広渡地区)
事業箇所	福岡県遠賀郡遠賀町広渡地先
事業概要	遠賀川水系西川の遠賀町広渡地区において、洪水対策を目的とした堤防の整備を行います。



堤防の高上げ(堤防の整備)

堤防高さが足りない区間について水が溢れないように堤防を整備し、地域の暮らしを洪水の危険から守ります

※一部区間で道路と堤防の高さの差を小さくし、河川との分断を緩和します
※なるべく川が見える様に構造を工夫して、散策路利用者の孤立を防止し、安全な歩行を実現します

自然環境への配慮
水際の一部について自然環境に配慮した整備を行い、生き物が棲める川を目指します

護岸の修景
景観に配慮した護岸形式にします

水辺へのアクセス整備

散策路の整備
嵩上げと舗装により水たまりが出来にくい歩きやすい散策路を整備します

完成予想イメージ